

令和7年12月9日
あんしん少額短期保険株式会社

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害救助法の適用について

この度の令和7年青森県東方沖を震源とする地震により、生命または身体に危害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
------	-----

【青森県】

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町	12月8日
七戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町	同上
下北郡大間町、東通町、三戸郡南部町	同上
階上町	同上

【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市	同上
上閉伊郡大槌町、山田町、岩泉町、野畠村、普代村	同上
九戸郡野田村、洋野町	同上

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上